

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号				
手続名	解散の決議の認可（加工連）			根拠条項	第100条第5項（第91条第2項準用）				
審査基準	第91条第3項において準用する第64条第1号の規定によることとする。								
受付 機関	生産者支援課	処理 機関	生産者支援課	交付 機関	生産者支援課	標準処理期間	2月	目次	159
						標準経由期間	日		